

平成29年度

定期監査報告書

十勝中部広域水道企業団

監査委員

十中水監査第26号
平成30年3月26日

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿 様
十勝中部広域水道企業団議会
議長 小 森 唯 永 様

十勝中部広域水道企業団
監査委員 林 伸 英
監査委員 秋 田 勝 利

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

- 1 収入事務の執行状況について
- 2 物品供給に係る契約事務の執行状況について

第2 監査の目的

収入事務及び物品供給に係る契約事務の諸手続や執行状況等が、関係する法令や契約書等に基づき適正に執行されているか監査し、効率的な経営の確保に資することを目的とした。

また、過去の定期監査における指摘事項等が、是正されているか検証した。

第3 監査の対象

総務課

第4 監査の範囲及び方法

- 1 範囲
平成29年4月1日から平成29年10月31日までに執行された事務
- 2 方法
監査をする収入及び物品供給に係る契約事務について抽出を行い、帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 収入事務は適正に行われているか。
 - (1) 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
 - (2) 調定額の算定及び計算に誤りはないか。
 - (3) 調定の時期及び手続は適正か。
 - (4) 納入の通知は適正か。
- 2 契約事務は適正に行われているか。
 - (1) 契約の方法及び手続は適正か。
 - (2) 契約の執行状況と履行確認は適正か。
 - (3) 支出手続は適正か。

第6 監査の期間

平成29年11月21日から平成30年3月23日まで

第7 監査の結果

収入事務及び物品供給に係る契約事務の執行状況について、着眼点に沿って監査した結果、おおむね適正に執行されており、特記すべき事項はなかった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、一部に軽微な誤り、検討を要する事例が見受けられましたが、全体を通して適正に行われていました。

収入事務や契約事務については、業務を行う上で基本的な事務でありますので、今後とも法令等の規定に基づき、適正かつ効果的な事務の執行に努められますようお願いいたします。